

クリーンセンター衣浦からのお願い

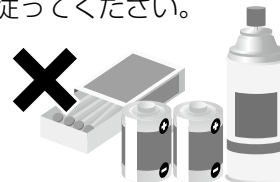
粗大ごみ（家具など）をクリーンセンター衣浦へ持ち込む際には、火災の原因となるマッチやライターなどの発火物を、粗大ごみに混入させないように注意してください。

火災の原因となる物を搬入する場合は、別々に分けて搬入し、係員の指示に従ってください。

適正分別および、適正搬入への協力をお願いします。

【火災の原因となる混入物】

マッチ、ライター、花火、充電池、スプレー缶やカセットボンベ、中身が入ったままの廃オイル缶や化粧品のビン（除光液）など



問合せ先 クリーンセンター衣浦 ☎41-3479

私立幼稚園授業料の補助

市では、私立幼稚園に在籍する幼児の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、入園料・授業料の補助を行います。（私立幼稚園の設置者をとおして補助します。）

申請方法 幼稚園より配布される「授業料等減免措置に関する調書」に必要事項を記入し、幼稚園へ提出してください。

① 階層区分ごとの補助金限度額

区 分	補助対象 経費	補 助 限 度 額（年額）		
		第1子	第2子	第3子以降
I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	308,000円		
II	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び市民税の所得割が非課税となる世帯	272,000円	308,000円	308,000円
III	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	139,200円	223,000円	308,000円
IV	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
上記区分以外の世帯		—	154,000円	308,000円

② 階層区分ごとの多子軽減の適用条件

第Ⅲ階層以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃

第Ⅳ階層以上の世帯については、従来どおり小学校3年生までの兄・姉の数に応じて、多子世帯の軽減を図る

③ ひとり親世帯などの特例

ひとり親世帯など、在宅障害児(者)のいる世帯などの子どもの補助限度額については、以下のとおり

区 分	補助対象 経費	補 助 限 度 額（年額）		
		第1子	第2子	第3子以降
II	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び市民税の所得割が非課税となる世帯	308,000円		
III	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	272,000円	308,000円	

(注) (1) 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額の合算額

(2) 年度途中に入園または退園した場合は、月割額による支給

(3) 実際に支払う授業料の額が補助額に満たないときは、その支払い額を限度額として補助

(4) 市民税所得割額は、住宅ローン控除を受ける前の額

問合せ先 いきいき広場内こども育成グループ ☎52-1111（内線317）